

財務省告示第三百二十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年八月二十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年八月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（五年）（第五十九回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に	ついては、額面金額で八十億円、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債に

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 集約価格
 十一 利率
 十二 経過利子
 の払込み

いは、額面金額で三百億円、
 国債整理基金特別会計法第五条
 第一項の規定に基づき発行する
 利付国債につきは、額面金額
 で二十億円
 四百億円
 五万円
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。
 平成十八年八月二十五日
 額面金額百円につき百円
 年一・三パーセント
 (一) 日本郵政公社総裁は、払込金
 額に加えて、次の算式により算
 出した金額を第十九号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{66}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た
 だし、当該国債を発行時にお
 い
 て取得する者が非居住者又は

十三 初期利子

外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ。

平成十八年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.3 \times 1}{2}$$

十四 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十三年六月二十日額面金額百円につき百円

十六 元金

日本銀行

十七 払込期日

平成十八年八月二十五日

十八 募集期間

平成十八年八月十一日から平成十八年八月三十一日まで

十九 払込期日

平成十八年八月二十五日